

法定福利費 (労保・雇保・社保) について

いつもお世話になっております。 す、かり前号から1か月あいてしまいました m(--)m 継続を目標としているのに…反省です。。。

さて、当事務所では、今の時期、労働保険の年度更新と、社会保険の算定基礎届 (定時決定) の社労士業務として花形!?! の仕事が続いております。 今はラストスパート中です!!



それと同時に、会社にとっては、物入りの時期になってしまいます。 会社が従業員にかかる法定福利費 (労働保険料、社会保険料) は、結構な金額になります。

☆ 仮に月給 20 万円の従業員を 1 人雇ったと ……

労保 : $20\text{万} \times \frac{3}{1000} = 600$

雇保 : $20\text{万} \times \frac{8.5}{1000} = 1,700$

健保 : $20\text{万} \times \frac{50.10}{1000} = 10,020$

年金 : $20\text{万} \times \frac{82.06}{1000} = 16,412$

児童手当拠出金 : $20\text{万} \times \frac{1.5}{1000} = 300$

※ 労保はその他の各種事業
健保は奈良県、介護
保険なしで試算して
います。

⇒ 合計 28,732 円 / 月額。 年間にすれば 約 35 万!!

⇒ 10 人だと 350 万!!

も53人。これは、人に働いてもらっている事業主の義務の一つではありますが、国保、国民年金が全額自己負担なので、従業員にこれだけ保険料をかけてもらっているのですから、お互いに当たり前から有り難いと思えるような社風にならばと思うのですが… なかなか難しいものです。